

箕面の山パトロール隊 会則



(整理番号：MYP-01)

2021年7月3日改訂

〔名称〕

第1条 会の名称は、「箕面の山パトロール隊」(以下「本会」という)とする。

〔目的〕

第2条 本会は、箕面の山の自然環境の保護・保全・育成・美しい山の景観づくりを目的とする。

〔所在地〕

第3条 本会は、主たる事務所を箕面市に置く。

〔隊員〕

第4条 本会の会員(以下「隊員」という)は、第2条の目的に賛同する個人・団体とする。

〔会費〕

第5条 隊員は、年会費を納入するものとする。

〔活動〕

第6条 本会の活動の場所は、原則として「箕面の山とその周辺」とする。

第7条 本会は、その目的を遂行する手段として、次の活動をする。

1. 隊員および一般参加者による箕面の山のクリーンハイキングを毎月実施、ゴミ・不法投棄物の回収。
2. 大型ゴミ・不法投棄物の調査および防止策の提案・実施。
3. 自然情報の提供および企画ハイキングの実施。
4. 各種団体との連携とクリーンハイキング実施の際のサポート。
5. その他の山地美化活動及びトレイル整備、マナー向上に関する活動。

〔意思決定〕

第8条 本会の総会は、隊員をもって構成し、最高決議機関とする。

1. 総会の招集は隊長が行い、出席隊員の過半数の賛成で議決する。
2. 総会は年1回開催し、事業計画・報告および収支予算・決算を決議する。
3. 隊員からの動議に基づき隊長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

〔組織〕

第9条 本会には、次の役員を置く。役員は総会において隊員の中から選任される。ただし、監事については隊員の他に外部有識者等から選任することができる。

1. 隊長 本会を代表する。
2. 副隊長 隊長を補佐する。
3. 事務局長 総会の決議に基づき、事務執行や管理全般を行う。
4. 会計 会計を担当する。
5. 理事 隊の重要な事業を担当する。
6. 監事 運営や会計を監査する。

第10条 役員の任期は、2年とする。なお、再任を認める。

第11条 役員は必要に応じて役員会を実施し、本会の事業実施及び実行委員会の設置について決定する。

第12条 本会は、隊の運営全般にアドバイスを行う役割として顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により、隊長が委嘱する。

〔事業年度〕

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔会則の変更〕

第14条 本会の会則は、総会の議決を経て変更できる。

〔会員の加入・退会〕

第15条 隊員の加入は、本人の意思に基づき、隊長の承認により加入できる。

第16条 隊員の退会は、本人の退会の届けを隊長に提出し、退会することができる。

〔会の解散等〕

第17条 本会の解散・合併については隊員の3分の2以上の議決により行う。

第18条 解散後(合併の場合は除く)の残余財産は、箕面市(市が設ける自然保護に関連する基金を含む)、または箕面の山又は自然保護に関する財団法人、社団法人、もしくは特定非営利活動法人で、総会で定める者に寄付をする。

〔付則〕

本会の会則は、2006年1月15日をもって効力を発します。

改定歴

改定1	2008年4月1日	改定5	2015年5月17日
改定2	2009年4月1日	改定6	2018年5月12日
改定3	2011年5月7日	改定7	2019年5月11日
改定4	2015年5月17日	改定8	2021年7月3日 下線部を改定(新設)



箕面の山パトロール隊

令和5年度（2023年度）役員（令和5年6月3日総会により選出）

役職	氏名
隊長	村上 なおみ
副隊長	森岡 常雄（美化活動・不法投棄対策） 田子 広一（安全管理・研修） 村上 竜太（企画・事務局）
事務局長	村上 竜太
会計	米田 治
理事	掛水 正行
理事	宇佐美 俊夫
理事	森澤 正行
監事	泉谷 一幸
監事(外部)	須貝 昭子 (特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお 理事長)
顧問	稲井 信也

【本件に関する連絡先】

〒562-0006 箕面市箕面温泉町1丁目1番 箕面の山パトロール隊・瀧道事務所

TEL/070-5040-9734

Mail/info@minoh-pato.com

HP/ <https://minoh-pato.com/>